

受注者の希望に応じ工期の開始時期を調整する

「フレックス工期」の導入（試行）について

1 制度の趣旨

本市内のみならず福島県内において、除染をはじめとした復興事業の発注数量増加により、技術者や労働者不足が懸念されているほか、労務資機材の計画的な確保にも影響が生じているところであり、そのことが入札不調の要因の一つとなっている。そこで、入札不調への対応のみならず、計画的で良質な施工の確保を一層図るため、受注者自らが工期の開始時期を決定できる「フレックス工期」の導入を試行するものである。

2 制度の概要

市が指定する建設工事の一部について、受注者が与えられた工事開始日設定可能期間（以下「フレックス期間」という。）の範囲内で工事開始日を選択することができるものとする。

3 運用方針

- ① 「フレックス工期」の導入対象は、標準工期を確保できる建設工事に限るものとし、災害復旧工事など急を要するものは除く。
- ② フレックス期間は、原則60日以内で設定するものとする。なお、工事の内容により最大90日以内まで設定することができる。
- ③ フレックス期間に契約工期を加えた期間の終期は、設計変更等により所要日数が増加した場合においても、当該年度内でなければならない。
- ④ 契約日から当該受注者が選択した工事開始日までの期間については、技術者等の配置を要しない。
- ⑤ その他詳細については、その都度定めるものとし、その入札にあたっては、当該工事がフレックス工期導入工事であることを明示した上行うものとする。
- ⑥ なお、本制度の実務上の課題や効果等を検証するため、今回試行により導入するものであり、それらの検証結果を踏まえ、本制度の活用について今後検討する。

